

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和5年3月20日午後1時30分から令和5年第3回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第18番委員	及川和芳
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	巴春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	令和5年度金ヶ崎町農作業労賃標準額の決定について
議案第4号	令和5年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について
議案第5号	農業委員会事務局職員の人事について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	巴春菜

- 議 長 只今から令和5年第3回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には14番小嶋教三委員、15番山路和弘委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
- 議 務 局 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 長 お諮りいたします。
職員の人事について町長から協議がありましたので、これを日程に追加し、議案第5号 農業委員会事務局職員の人事についてを追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、追加日程第1 議案第5号を最初の議題とすることに決定しました。ただちに議案の配付をいたします。
——議案配布——
- 議 務 局 長 追加日程第1 議案第5号農業委員会事務局職員の人事についてを議題とします。事務局長説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局長朗読説明】
- 議 務 局 長 説明が終わりました。お諮りいたします。
休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。
——休憩——

- 議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。
人事案件でございますので、質疑・討論を省略し直ちに採決します。議案第5号 農業委員会事務局職員の人事について承諾することに賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は承諾することに決定しました。
- 議 長 お諮りいたします。
休憩したいと思います。ご異議ございませんか。
———異議なしの声あり———
- 議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。
———休憩———
- 議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。
- 議 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを
議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 事 務 局 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります
- 議 長 日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 事 務 局 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。
よって、当案件は許可することに決定しました。
- 議 長 日程第6 議案第2号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 議 長 説明が終わりました。
ここで、利用権設定番号1番の案件について、5番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を

- 命じます。
- 第5番委員 退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号1番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。
5番 高橋重貴委員の入席を許します。
- 第5番委員 入席——
- 議 長 5番 高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号10番の案件について2番 高橋義隆委員
が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を
命じます。
- 第2番委員 退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号10番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号10番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり決定しました。
2番 高橋義隆委員の入席を許します。
- 第2番委員 入席——
- 議 長 2番 高橋義隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第2号の所有権移転並びに利用権設定番号2番から9
番及び11番から26番の案件について、質疑に入ります。質疑ございま
せんか。
- なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案の
とおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議	長	日程第7、議案第3号 令和5年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事	務	【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議	局長	説明が終わりました。こちらについては農政小委員会で事前に協議のうえ、議案として提出しております。
		これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
7	番 委 員	7番 高橋です。オペレーターについては単価変更なし、また田植えについても単価変更なしという理由を教えてください。
議	長	その他、ございませんか。
8	番 委 員	8番 松本です。乾燥調製についてですが、電気料が高騰している中で、単価変更なしとなっているので、理由を教えてください。
議	局長	事務局説明を求めます。
事	務	7番 高橋正則委員、8番 松本隆委員のご質問にお答えします。作業労賃については、基本的には北上市と奥州市の間をとるような価格提案としております。
		7番 高橋正則委員ご質問のオペレーター価格については、委託者と受託者の意見交換会において、「これはあくまで標準額であり、これよりも多く支払うと喜ばれるので変更なしでいいのではないか」という意見がありましたので、標準額は変更なしとしております。
		田植えについては、これ以上価格を上げると奥州市を上回ってしまうので、今回の値上げは見合わせました。
		8番 松本隆委員からご質問の乾燥調製については、農政小委員会でも意見がだされましたが、根拠の部分について、1年かけて他の市町村の事例等を調べて来年度見直すこととなりました。
議	長	その他、ございませんか。
6	番 委 員	6番 名和です。農地の賃借料情報の畑・牧草の部について、どのように平均値を出しているのか教えてください。
議	局長	事務局明を求めます。
事	務	6番 名和和弘委員のご質問にお答えします。平均値の出し方については、農業会議から計算表をもらっており、金額、面積、案件数に応じて加重配分されているので、単純に足して二で割るという形にはなっていません。
6	番 委 員	実際の賃貸借では平均はあてにならず、平均より低い価格で賃貸借しているところが多い状況です。その部分を考慮していただきたいと思います。
事	務	賃借料情報については、全市町村統一となっており、農業会議が集めて公表しています。それをベースとしてお示ししているものです。しかしながら、委員のおっしゃる通り、平均額がいいのかというと、実態と合わない部分もあると思います。当事者間で協議して決めていただくことになり、あくまで参考ということを理解していただきたいと思います。
6	番 委 員	参考というのは理解できますが、実際に賃貸借するときには、これが基準となってしまいます。今後公表の仕方について考慮していただけるとありがたいと思います。

事務局 平均については、どうしても高い人がいれば金額が高くなってしま
うということを理解していただきたいと思います。よろしくお願
いします。

議長 7番 委員 長員 その他、ございませんか。
7番 高橋です。田んぼの賃借料のデータについてですが、土地改良
区費が含まれるか含まれないかによって、金額の幅が出ると思
います。数字の捉え方はどのようになっているのか教えてください。

議事 事務局 長局 事務局説明を求めます。
7番 高橋正則委員のご質問にお答えします。委員がおっしゃる通
り、改良区費について、含まれるか含まれないかについては、統一さ
れていません。
他の市町村では、改良区費をどちらが負担するか把握しているところ
もありますが、金額までは不明です。そのため平均や実態をつかむ
のは難しい状況です。
来庁した方に賃借料データをお示しする際には、「土地改良区費が含
まれているかは不明であり、金額の差がありますのでそれを踏まえ
たうえで金額の設定をしてください。」とお伝えしております。
改良区費については、農業委員会ですこまで把握する様式になっ
ていないですし、把握することになっていないので、そこまでお示し
することができない状況です。

議長 長 長 その他、ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号 令和5年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定につ
いて、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議長 長 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議長 長 長 日程第8、議案第4号 令和5年度金ケ崎町農業委員会の最適化活
動に係る目標の設定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。

事 務 局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番 委員 長員 4番 田口です。②の農地面積についてですが、この面積は変わら
ないのでしょうか。5条申請等で農地転用が進めば、分母が小さくな
り、集積率が上がるような気がするのですがどうでしょうか。

議事 事務局 長局 事務局説明を求めます。
4番 田口敏委員のご質問にお答えします。農地面積については、30
ページの※印をご覧ください。「直近の耕地及び作付面積統計に基づ
いてついで記入すること」となっております。
耕地及び作付面積統計は、国で全市町村分取りまとめ、市町村ごと

に発表していますが、どのような数字根拠で何年ごとに変更しているのか定かではありません。しかし、5条申請の面積、権利設定の面積、非農地判断した面積について国に毎年報告しているのもので、その数値を調整しているのだらうと認識しております。

議 6 番 委 員 長

その他、ございませんか。

6番名和です。31ページに農地集積の目標がありますが、集積した農地の作業効率を上げる為には連担化が必要です。しかし、赤線（農道）が支障となっています。いま例に出しているのは、ほとんど使っていない赤線であり、払い下げをしてもらいたいと都市建設課に相談しましたが無理という回答でした。集積や連担化の支障になるのであれば、農業委員会で何とかできないのでしょうか。

議 事 務 局 長

事務局、説明を求めます。

6番名和和弘委員のご質問にお答えします。集積に関わってそれよりも集約化が大事だという部分についてですが、それが地域計画となります。目標地図というものは、これからは集約化してみんなで話し合いをして見える化していくことが大切だということになります。地域計画で集約化が図れるようご協力をお願いします。

また、具体的に話が出ました赤線についてです。私も都市建設課の協議に同席させていただいたことがあります。基本的に払い下げという方法もないわけではありません。ただし、受益者が複数いた場合は難しい状況のようです。受益者をすべて調べあげ、合意をもらうことができれば、払い下げは可能です。

6 事 務 委 員 局 長

払い下げは可能だと受け止めていいのでしょうか。

100%無理ではありません。しかし先ほど説明したように、複数受益者がいる場合等は、払い下げが難しくなってしまいます。

具体的に場所を示し、都度相談していただきたいと思います。

議 事 務 局 長

その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 事 務 局 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号 令和5年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 事 務 局 長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 事 務 局 長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和5年第3回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時35分